

刑法犯認知件数(10月末 暫定値) 686件(去年同期比-10件)

1 主な犯罪

- 空き巣 13件(-10件)
- ☆自転車盗 135件(+32件)
- ☆車上ねらい 52件(+3件)
- 部品ねらい 34件(-2件)
- オートバイ盗 23件(-16件)

特殊詐欺 37件(10月末 暫定値) 被害総額 100,181,360円

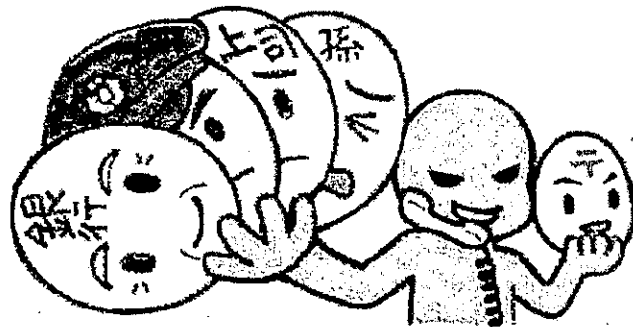
(内訳)

オレオレ詐欺	9件	被害金額	57,367,000円
預貯金詐欺	15件	被害金額	9,449,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	3件	被害金額	6,327,360円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	9件	被害金額	8,310,000円
その他の手口	1件	被害総額	18,728,000円

(令和2年10月末 現在)

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町	3	真金町	
井土ヶ谷中町	1	清水ヶ丘	1
井土ヶ谷下町	2	西中町	
浦舟町		前里町	1
永楽町		大岡	2
永田みなみ台		大橋町	
永田山王台	3	中村町	2
永田台		中島町	
永田東		中里	3
永田南	1	通町	1
永田北		唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町	1	南吉田町	
吉野町	1	南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	1
庚台		日枝町	
弘明寺	1	白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台	2	平楽	1
山王町		別所	1
山谷		別所中里台	
蒔田町		睦町	
若宮町		堀ノ内町	1
宿町	1	万世町	
新川町		六ツ川	7
		合 計	35



預貯金詐欺・キャッシュカード詐欺盗に注意!

犯人は警察官や金融機関を名乗ってキャッシュカードを騙し取ろうとします。
電話で「お金」や「キャッシュカード」の話が出たら詐欺の合図です!
警察官や金融機関職員がキャッシュカードを回収することは絶対にありません!
まずは留守番電話設定をして、不要な電話は取らないようにしましょう!

担当: 南防犯協会事務局
(南警察署内: 生活安全課)
電話 045-742-0110



南区交通事故統計《11月》

10月末現在



発生件数

	令和2年	令和元年	増減数
神奈川県内	16464	19093	-2629
横浜市内	5920	6896	-976
南区内	306	383	-77

死者数

	令和2年	令和元年	増減数
神奈川県内	113	112	1
横浜市内	41	43	-2
南区内	2	4	-2

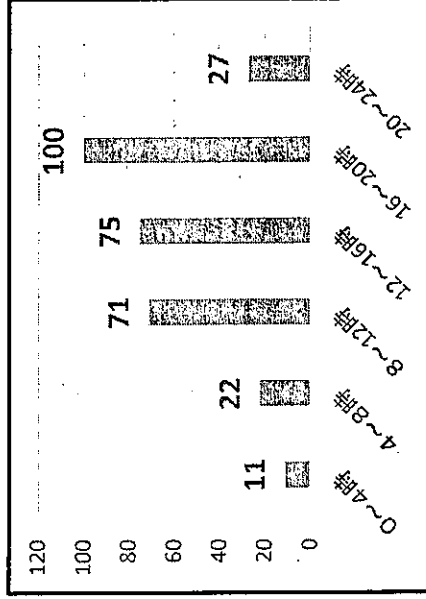
負傷者数

	令和2年	令和元年	増減数
神奈川県内	19115	22501	-3386
横浜市内	6785	7996	-1211
南区内	349	424	-75

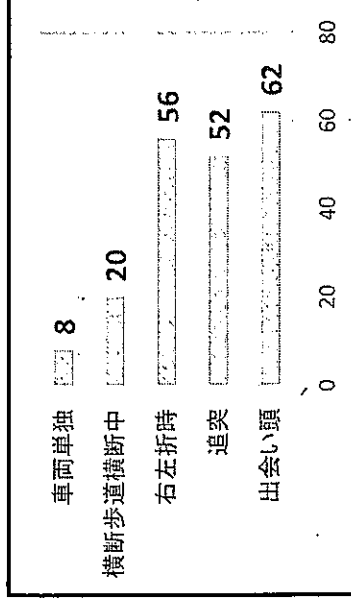
関係事故

	令和2年	構成率	増減数
高齢者	110	35.9%	-37
子供	19	6.2%	-11
二輪車	114	37.3%	-11
自転車	66	21.6%	-29

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



南警察署からのお知らせ

南警察署管内では2件の交通死亡事故が発生しております。年末にかけ交通事故が増加する傾向がありますので、安全運転に努めてください。

町名別発生状況

町名	令和2年	令和元年	増減数
万世町	1	7	-6
三春台	1	2	-1
中島町	4	4	0
中村町	5	10	-5
中里	5	14	-9
中里町	0	0	0
二葉町	3	4	-1
井土ヶ谷上町	6	13	-7
井土ヶ谷下町	11	17	-6
井土ヶ谷中町	6	9	-3
伏見町	1	1	0
八幡町	0	1	-1
六ツ川	36	52	-16
共進町	6	5	1
別所	21	21	0
別所中里台	1	0	1
前里町	8	13	-5
南吉田町	4	1	3
南太田	15	20	-5
吉野町	15	14	1
唐沢	1	1	0
堀ノ内町	5	8	-3
大岡	20	27	-7
大橋町	0	1	-1
宮元町	17	13	4
宿町	2	2	0
山王町	0	1	-1
山谷	0	0	0

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

令和2年火災・救急概況

書類 番号	2
----------	---

南消防署
1月1日～10月31日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別		令和2年	令和元年	増△減
火 災 件 数		27	35	△ 8
火災種別	建 物	19	28	△ 9
	林 野	0	0	0
	車 両	2	1	1
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0
	そ の 他	6	6	0
焼損床面積 (㎡)		136	533	△ 397
死 者 (人)		1	1	0
負 傷 者 (人)		5	6	△ 1
主な火災原因	放火(疑い含む)	8	7	1
	たばこ	4	8	△ 4
	こんろ	3	7	△ 4
	マッチ・ライター	1	0	1
	電気機器	1	1	0
救急出場件数		10,176	10,861	△ 685
救急種別	急 病	7,255	7,915	△ 660
	一般負傷	1,829	1,767	62
	交通事故	380	428	△ 48
	そ の 他	712	751	△ 39

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別		令和2年	令和元年	増△減
火災件数 (件)		534	560	△ 26
焼損床面積 (㎡)		4,445	5,823	△ 1,378
死者数 (人)		14 (2)	18 (5)	△ 4
負傷者数 (人)		82	102	△ 20
救急出場件数 (件)		161,441	174,899	△ 13,458
救急 種別	急病	111,124	120,786	△ 9,662
	一般負傷	29,820	30,877	△ 1,057
	交通事故	7,120	8,334	△ 1,214
	その他	13,377	14,902	△ 1,525

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和2年	令和元年	増△減	令和2年	令和元年	増△減
行政区 別件数	鶴見	44	64	△20	11,859	12,895	△1,036
	神奈川	33	35	△2	10,216	10,870	△654
	西	26	22	4	6,195	7,973	△1,778
	中	51	52	△1	12,474	13,828	△1,354
	南	27	35	△8	10,176	10,861	△685
	港南	33	35	△2	9,688	10,516	△828
	保土ヶ谷	21	24	△3	9,043	9,330	△287
	旭	37	33	4	10,922	11,474	△552
	磯子	20	28	△8	7,603	7,963	△360
	金沢	36	30	6	9,031	9,545	△514
	港北	39	56	△17	12,656	14,061	△1,405
	緑	26	21	5	7,238	7,644	△406
	青葉	24	19	5	9,411	10,374	△963
	都筑	25	27	△2	6,582	7,182	△600
	戸塚	46	31	15	11,641	12,498	△857
	栄	8	10	△2	5,073	5,313	△240
	泉	20	25	△5	6,227	6,682	△455
	瀬谷	18	13	5	5,356	5,837	△481

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災 件数	受持 消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	2	
寿東部連合町内会	3	2分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	3	3分団
お三の宮地区連合町内会	4	
堀ノ内睦町連合町内会	3	
井土ヶ谷地区連合町内会	2	4分団
北永田地区連合町内会	1	
永田みなみ台連合自治会	1	
本大岡地区町内会連合会	1	5分団
大岡地区連合町内会	1	
別所地区連合町内会	1	6分団
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	1	
六ツ川大池地区連合自治会	2	1～6分団
連合未加入自治会、その他	1	
合 計	27	

5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数 (件)
第1分団	2
第2分団	4
第3分団	10
第4分団	4
第5分団	2
第6分団	5
合 計	27

南消防かわら版（11月号）

発行者：南消防署

災害図上訓練（DIG）を実施しました！

日時：令和2年10月2日、3日、6日、7日、

場所：南区役所、六ツ川一丁目コミュニティハウス、大岡地区センター

内容：家庭防災員の方々に、災害を想定し、地域の特性や防災上の強み・弱みを考えていただき、地域のマップを作っていました。今年は新型コロナウイルス感染症対策として、個人での作業になりましたが、参加者一人一人の「自分たちの地域は自分たちで守る」自助・共助の意識の高さを改めて感じました。



訓練の様子



完成した地図

防火防災講習を実施しました！

日時：令和2年10月12日（月）、13日（火）

場所：南消防署（南区浦舟 2-33）

内容：高齢者の火災による被害の軽減を図るため、地域で活動をされている訪問介護員やケアマネージャーの方々に、防火・防災に関する知識・技術を身に付けていただきました。

消火器の訓練や、地震体験も実施し、改めて防災に対する意識を高めてもらうことができました！



講習の様子



消火器訓練の様子



地震体験の様子

書類 番号	3
----------	---

区連会 11 月 定例会 資料 令和 2 年 11 月 20 日 南 消 防 署
--

令和 2 年度年末年始消防特別警備

- 1 実施期間
令和 2 年 12 月 20 日（日） 8 時 30 分から
令和 3 年 1 月 4 日（月） 8 時 30 分まで（予定）
- 2 実施場所
南区全域
- 3 実施機関
 - (1) 横浜市南消防署
 - (2) 横浜市南消防団
- 4 実施内容
 - (1) 火災予防広報及び出火防止キャンペーン
 - (2) 消防車両及び消防団積載車による巡回警戒・広報
- 5 その他
 - (1) 例年 12 月末に実施している南消防団各分団本部への激励は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止させていただきます。
 - (2) 例年 1 月末に開催している令和 3 年南消防団賀詞交歓会についても、同様に中止させていただきます。

令和3年南区消防出初式の中止について

令和3年消防・防災関係者新春の集いの開催について

自治会町内会長 各位

南区消防出初式実行委員会
委員長 吉 井 肇

謹啓 晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて例年、新春を迎え防災関係者等一堂に会して、南区消防出初式を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が危惧されることから「令和3年南区消防出初式」は中止させていただき、代替事業として参加者を限定し「令和3年南区消防・防災関係者新春の集い」を開催いたします。このことから招待者以外の方は入場出来ませんので予めご了承下さい。

また、新春早々何かとご多忙のこととは存じますが連合町内会長の方々につきましては御来場くださいますようご案内申し上げます。 敬白

1 日時

令和3年1月5日（火）

開場 午後12時30分

実施時間 午後1時00分から午後2時00分まで

2 場所

みなみん（南公会堂）（3階）南区浦舟町2-33

3 実施機関

(1) 横浜市南消防署

(2) 横浜市南消防団

4 実施内容

(1) 表彰（代表受領8名） 【15分間】

(2) 式辞・祝辞（局長、区長、連長、議員） 【15分間】

(3) 消防署・消防団活動写真の放映 【15分間】

(4) 防災落語（桂枝太郎師匠） 【15分間】

5 参加者

(1) 特別来賓 12人（南区長、南区連合町内会長連絡協議会会長、南火災予防協会会長、自衛消防隊連絡協議会会長、国会議員、県議会議員、市議会議員、南警察署長）

(2) 消防職員 35人（消防局長及び南消防署職員）

(3) 消防団員 13人（南消防団長、南消防団本部6人及び各分団長6人）

(4) 消防団OB会長・副会長3人（消防団OB会長除く）

(5) 連合町内会長 15人

(6) 被表彰者 70人

担当（お問合せ先）

【南区消防出初式実行委員会事務局】

南消防署総務・予防課内 猪狩、菊地

電話 045-253-0119

令和2年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目 的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実 施 期 間

令和2年12月1日（火）～12月31日（木）の1か月間

スローガン

STOP! 飲酒運転

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 (0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3月以下	50万円以下	—

◇◇飲酒運転幫助行為に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下
	酒 気 帯 び	3年以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和2年9月末	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
全事故件数	5,180	8,398	9,596	10,441	10,081
死 者 数	40	50	57	51	49
死 亡 率	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5
うち酒気帯びによる事故件数	21	33	46	51	32
死 者 数	0	1	1	3	0
死 亡 率	0.0	3.0	2.2	5.9	0.0

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取り組み

共通事項

1. 「運動の重点」に基づき、地域の実態に即した交通安全を積極的に推進します。
2. 運動を効果的に推進するため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

1. 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
2. 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗する行為等に対する捜査を厳正に行います。
3. 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により飲酒運転の根絶を呼びかけます。
2. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。

※ハンドルキーパー運動とは…「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

地域・家庭

1. ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
2. 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ注意し合うよう努めましょう。
3. 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。

教育関係

1. 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
2. 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

令和2年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱



目 的

年末は交通量や飲酒の機会が増えることにより、交通事故の多発が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実 施 期 間

令和2年12月11日（金）～12月20日（日）の10日間



スローガン

無事故で年末 笑顔で新年

運動の重点



1. 飲酒運転の根絶
2. 歩行者（特に高齢者）と自転車の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

◇◇ 令和2年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分		交 通 事 故						二 輪 車		自 転 車		歩 行 者		高 齢 者	
		発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比
横 浜 市	鶴 見 区	378	-68	4	0	419	-102	3	1	0	0	0	-2	0	-2
	神 奈 川 区	276	-74	5	1	317	-122	1	0	0	-1	4	3	4	1
	西 区	157	-69	1	1	181	-85	1	1	0	0	0	0	0	0
	中 区	285	-82	1	-1	330	-93	0	-1	0	0	1	1	1	1
	南 区	269	-71	1	-3	310	-66	0	-1	0	0	1	-2	0	-2
	港 南 区	291	-54	2	1	349	-50	0	0	0	0	1	0	1	1
	保 土 ケ 谷 区	293	-67	4	3	340	-92	4	3	0	0	0	0	1	0
	旭 区	410	-26	2	1	463	-45	1	1	0	0	1	0	0	-1
浜 市	磯 子 区	238	-16	3	-1	279	-4	1	-2	1	1	1	0	1	-1
	金 沢 区	375	-25	3	3	436	-17	2	2	0	0	1	1	1	1
	港 北 区	384	-22	4	2	415	-53	1	-1	0	0	2	2	2	2
	緑 区	218	-57	2	0	250	-80	1	0	0	0	1	0	0	0
市	青 葉 区	354	-85	3	0	398	-108	0	-1	0	0	2	1	1	0
	都 筑 区	298	-58	2	0	349	-75	0	-1	1	1	1	0	1	0
	戸 塚 区	379	-75	0	-5	437	-73	0	-1	0	-2	0	-2	0	-1
	栄 区	142	-38	0	-2	163	-44	0	-2	0	0	0	0	0	0
	泉 区	193	-31	0	-1	220	-24	0	-1	0	0	0	0	0	0
	瀬 谷 区	240	-76	3	2	284	-100	0	-1	0	0	2	2	3	3
計		5,180	-994	40	1	5,940	-1,233	15	-4	2	-1	18	4	16	2

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取り組み



共通事項

1. 運動の趣旨を周知徹底します。
2. 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの必要性について正しく理解し、正しい着用を徹底します。

横浜市・区

1. 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
2. 歩行者や自転車の事故を防止するため、啓発活動を行います。
3. 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。



警察

1. 交通事故に直結する悪質、危険、迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
2. 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
3. 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
4. 反射材を有効に活用してもらうため、キーホルダーや靴シール等を直接取り付けさせてもらう活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進する。

交通安全協会

1. キャンペーンなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
3. ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。

※ ハンドルキーパー運動とは・・・「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。

地域・家庭

1. 事故を起した時の責任の重大さなどについて家族で話し合しましょう。
2. 飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出には車両を運転していかないようお互いに声をかけ注意しあいましょう。
3. 歩行者（特に高齢者や児童）の夜間の外出には、目につきやすい明るい服装や反射材を着用しましょう。

教育関係

1. 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
2. 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話(671)2323 FAX(663)6868

書類 番号	5
----------	---

南地振第 911 号
令和 2 年 11 月 20 日

各自治会町内会長 各位

南区地域振興課長

悪質商法・詐欺撃退カレンダー2021 配布について

立冬の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

現在、横浜市では高齢者が現金をだまし取られる特殊詐欺の被害が相次いでいます。南区では、9月末現在の被害金額が約1億円を超えている状況です。また近年若者から高齢者まで幅広い年代が契約トラブルの被害に遭い、被害件数は増加しています。

このような現状を踏まえ、消費者被害の未然防止を目的に、経済局が悪質商法・詐欺撃退カレンダーを作成しましたので、各自治会町内会にお送りします。

消費者被害の例が記載されていますので、是非ご活用ください。

【送付書類】

見破りのコツ、教えます！悪質商法・詐欺撃退カレンダー2021 1部



【お問い合わせ】

南区地域振興課地域活動係
中盛、井本
TEL 341-1235 FAX 341-1240

区連会 11 月 定例会 資料
令和 2 年 11 月 20 日
南 区 地 域 振 興 課

南 地 振 第 887 号

令和 2 年 11 月 20 日

自治会町内会長 各位

南 区 長

令和 2 年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者の推薦について（依頼）

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政・区政の運営に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、日ごろ、住民組織の維持・発展のため御活躍いただいている自治会町内会役員の方々の労苦に感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと存じますので、次の基準により、候補者の推薦をお願い申し上げます。

1 推薦基準

自治会町内会の副会長、役員（部長職以上）として、通算 10 年以上勤続している方及び過去に勤続していた方

ただし、すでに当表彰を受けた方は除きます。

2 基準日

令和 3 年 3 月 31 日現在で、通算 10 年以上勤続の方

3 推薦方法（提出先）

令和 2 年 12 月 14 日（月）までに、別紙推薦書を下記担当まで御提出ください。

※南区役所地域振興課地域活動係（6 階 62 番窓口）に御提出いただきますようお願いいたします。（漢字表記や過去の受賞歴がないかを確認させていただくため、窓口に御持参いただくようお願いいたします。）

南区役所地域振興課地域活動係 中島

電話：341-1235

令和2年度自治会町内会役員区長感謝状贈呈候補者推薦書

連 合 町 内 会 名 _____

自治会町内会名 _____

会 長 名 _____

感謝状に氏名を記載いたしますので、本人に御確認のうえ、楷書でお書きください。

自治会町内会名も省略せず、正式名称で記入してください。

ふ り が な 氏 名	住 所 電 話 番 号	在 職 年 数	役 職 名
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	
	南区 電話 ()	年	

◎令和2年12月14日(月)までに、南区役所地域振興課地域活動係(6階62番窓口)に御提出いただきますようお願いします。(漢字表記や過去の受賞歴がないかを確認させていただくため、窓口にご持参いただくようお願いいたします。)

地区連合自治会町内会長

自治会町内会長

各位

南区連合町内会長連絡協議会

会長 吉井 肇

令和 3 年度地区懇談会の開催について（依頼）

向寒の候、皆様におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて南区では、地域における課題を地域住民で共有し、行政も膝を交えて話し合う場として、連絡協議会の主催により地区懇談会を開催しております。

つきましては、来年度の地区懇談会について、次のとおり調整を進めていただけますよう、お願い申し上げます。

1 開催に向けた基本的な考え方

令和 3 年度地区懇談会は、各地区で新しい生活様式を踏まえた上で、例年と同時期に開催とします。

◆新しい生活様式を踏まえた開催の一例

- ・ マスクの着用
- ・ 消毒液の用意
- ・ 3 密対策の徹底（換気、席の間隔を広めに配置など）
- ・ 密にならない参加人数や会場での開催
- ・ 議論以外の部分を簡素化し、開催時間を短縮

2 候補日・議題・議論形式

候補日と議題、議論形式について、お決まりになりましたら、12月10日（木）までに事務局へ別添「調査票」を御提出ください。御提出がない場合は、事務局から確認の連絡をいたします。

（1）日程について

令和 3 年 5 月 10 日（月）から 6 月 25 日（金）までの間で開催していただきますよう、日程調整をお願いいたします。他の地区との重複等がある場合は、調整させていただくことがあります。

(2) 議題設定について

定例会等におきまして、地域全体で話し合うべきもの又は共有すべきものを「議題」として設定してください。ただし、令和2年度の議題を設定いただいても構いません。
なお、長時間集まることを避けるため、可能な限り議題は1件にしてください。

※議題設定にあたっては、特定箇所に関する要望（ごみ集積場、防犯灯や道路の補修など）については、まずは別紙所管部署に御相談ください。

(3) 議論形式について

設定した議題について、現時点で希望する議論形式（教室形式・グループワーク形式）をお知らせください。

3 開催場所

調査票を基に、事務局から開催場所の相談をさせていただきます。

4 当日のタイムテーブル例

(1) 教室形式の場合

開会挨拶	議題提案 主旨	取組発表 事例紹介等	意見交換	まとめ	閉会挨拶
10分	5分	20分	30分	5分	5分
計 75分					

(2) グループワーク形式の場合

開会挨拶	議題提案 主旨	グループ 討議	発表	まとめ	閉会挨拶
10分	5分	35分	15分	5分	5分
計 75分					

※例年の開催時間は、90分が目安となります。ここでは、開会挨拶と閉会挨拶の時間を短縮した例を示しています。

事務局：南区役所 地域振興課 地域力推進担当

電話：341-1239

FAX：341-1240

令和3年度地区懇談会 調査票

【連合名： _____】

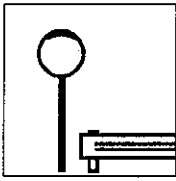
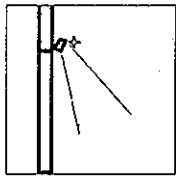
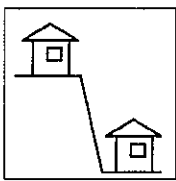
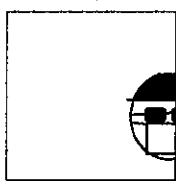
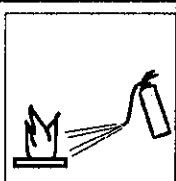
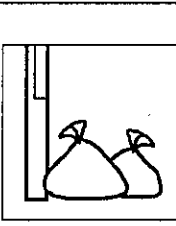
候補日について		
【第1希望】	月	日
【第2希望】	月	日
議題について		
【議題名】 _____		
【希望する議論形式】	教室形式	・ グループワーク形式
【令和2年度の議題と】	同じ	・ 異なる
* 令和2年度と異なる場合は、下記に議題の主旨を御記入ください。		

- ・ 議題は定例会等で話し合い、連合自治会町内会でとりまとめのうえ、12月10日（木）までに南区地域振興課地域力推進担当までご提出ください。（FAX：341-1240）
- ・ 防犯灯設置や道路設備の補修などの特定箇所に関するご要望は、裏面の連絡先にご相談ください。

年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、
直接担当部署にご相談ください。

◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県警南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター（TEL: 664-2525）
または南区役所地域力推進担当（TEL: 341-1239）にお気軽にお尋ねください。

令和2年度地区懇談会日程

参考

	地区名	日時／予定会場	議 題
1	井土ヶ谷	5月8日(金) 18時00分 南センター3階講義室 南太田2-32-1	(1) 各町内会・自治会の震災対策 (2) 地区の風水害対策について
2	中村	5月9日(土) 18時30分 南区役所 7階703,704会議室 浦舟町2-33	南区洪水ハザードマップについて
3	堀ノ内睦町	5月12日(火) 19時00分 睦地域ケアプラザ 睦町1-31-1	住みよい街づくりに向けて
4	蒔田	5月13日(水) 19時00分 蒔田コミュニティハウス 宿町3-57-1	地域で取り組む防犯対策について
5	太田	5月15日(金) 18時30分 太田地区町内連合会館 南太田2-1-12	災害時、私たちはどうする？
6	永田みなみ台	5月21日(木) 19時00分 南永田団地1街区集会所 永田みなみ台1-4	単独高齢世帯の支援について
7	寿東部	5月22日(金) 18時30分 南区役所 7階701-703会議室 浦舟町2-33	地域防災拠点の運営について
8	太田東部	5月23日(土) 18時00分 西中・前里一二・白金一町内会館 西中町1-17	災害にあたっての避難行動について
9	本大岡	6月4日(木) 18時30分 大岡地区センター 大岡1-14-1	未来に向けた住みよいまちづくりPart 4
10	大岡	6月9日(火) 18時30分 大岡地区センター 大岡1-14-1	これからの地域コミュニティについて考える
11	南永田山王台	6月10日(水) 18時00分 永田地域ケアプラザ 永田南2-16-31	(1) 地域のお出かけについて(仮) (2) 道の愛称(仮)
12	北永田	6月12日(金) 19時00分 永田小学校図書室 永田北2-6-12	プラスチックごみの減量化
13	六ツ川	6月13日(土) 18時00分 六ツ川一丁目コミュニティハウス 六ツ川1-267-1	防災・減災への取組
14	六ツ川大池	6月16日(火) 18時30分 六ツ川台コミュニティハウス 六ツ川3-65-9	災害時の避難場所の取組と今後の対策
15	別所	6月17日(水) 18時00分 別所コミュニティハウス 別所3-4-1	防災・減災について
16	お三の宮	6月26日(金) 18時00分 お三の宮地区連合町内会館 吉野町5-25	これからの防犯について

アンケート回答者には

粗品をプレゼント！

～地域の元気な活動を紹介します～

南区地域活動発表会

自分たちの地域は自分たちで良くしていこう

地域を元気にするために活動を始めよう

そんな地域の想いを形にした取組を発表します

日時：令和**3**年**2**月**16**日(火)

13：30～15：30（開場13：00～）

会場：**みなみん**（南公会堂）

南区浦舟町2-33 地下鉄阪東橋駅から徒歩8分

定員：**200**名(先着順)

地域活動に興味のある方はどなたでも参加できます。

新型コロナウイルス感染症予防策を講じて開催します。

御来場の際にはマスク着用など、新型コロナウイルス
感染症拡大防止に御協力ください。

発表団体

六つ川小農園活動プロジェクト

ギターアンサンブル四季

井土ヶ谷地区社会福祉協議会

六つ川大池地区社会福祉協議会

発表団体紹介

南区元気な地域づくり補助制度

南区では、地域の力を向上させて「地域課題の解決」を目指す団体を支援しています

南区マスコットキャラクター
みなち

地域の力向上部長
キラリン



A 自治会町内会コース

(みなみちからアツ補助金)

六つ川小農園活動プロジェクト

C 文化賑わいコース

(南区文化賑わい支援補助金)

ギターアンサンブル四季

第3期南区地域福祉保健計画推進団体(地区社会福祉協議会)

「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり」を目指して様々な取組を進めています

南区社会福祉協議会
キャラクター トモニー



井土ヶ谷地区社会福祉協議会

六ツ川大池地区社会福祉協議会

～あいさつとふれあいのまち 井土ヶ谷～

～つなげよう ひろげよう

地域で支える安心なまちづくり！～

講師紹介

ときとう かずこ

時任 和子氏

特定NPO法人 夢・コミュニティ・ネットワーク 事務局長



誰もがいきいきと暮らせる社会を目指し、地域でとともに学び合いながら、社会教育・まちづくり・子育て支援に取り組んでいる。

南区では、「寺子屋みなみ」や「まるごとみなみ」のコーディネーターとして活躍され、仲間づくりや地域のつながりづくりに携わっている。



《主催》 南区役所地域振興課・南区役所福祉保健課・南区社会福祉協議会

2020.

12.7月

9:00

17:00

※最終日は
12:00まで

10木

南区役所1階
多目的ホール
南区浦舟町2-33

入場
無料

パネル展で 振り返る 南区文化祭



| 区民ステージ |



| フラ★フェスタ |



| 区民創作作品展 |



| みんなの合唱祭 |

今年の南区文化祭は残念ながら中止となりましたが、
昨年の様子や各団体の日頃の活動などを
写真パネルにして展示いたします。
ぜひご覧ください。

ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

南区区連会承認第16号 掲示期間：令和2年12月10日まで

主催：南区民まつり運営委員会 運営：南区文化祭実行委員 共催：南区役所
問合せ：南区文化祭実行委員会事務局（南区地域振興課区民活動推進係内）
TEL.045 (341) 1238 FAX.045 (341) 1240

南 明 推 第 8 号
令 和 2 年 11 月 20 日

自治会町内会長 各位

南区明るい選挙推進協議会
会 長 岩 田 春 男

南区明るい選挙推進協議会推進員の推薦について（依頼）

晩秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、明るい選挙推進事業につきまして、多大なる御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、南区明るい選挙推進協議会では、現在165名の推進員が明るく公正な選挙を目指し、啓発活動を行っております。しかし、現在活躍しております推進員は、来年3月末をもって任期満了となります。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが貴自治会・町内会から推進員の御推薦をいただきたくお願い申し上げます。

なお、現在推進員である方の再任も可能ですので、継続して就任していただける方がいらっしゃいましたら、よろしくお取り計らいいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

1 推薦人数
1 名

2 推薦方法
同封の推薦書に御記入の上、令和3年2月26日（金）までに同封の封筒で御返送願います。

3 任 期
令和3年4月1日 ～ 令和5年3月31日（2年間）

4 資 料
南区明るい選挙推進員 活動概要（裏面）

南区明るい選挙推進協議会事務局
（南区役所総務課統計選挙係内）
担 当：鈴木・河西
電 話：341-1227
FAX：241-1151

南区明るい選挙推進員 活動概要

1 平常時

- (1) 各種イベント運営のお手伝いをさせていただきます。

令和元年度は、8月24日(土)に南公会堂で開催された「南区明るい選挙映画会」、10月14日(月)に横浜商業高校で開催された「Y校祭」において、ご応募いただいた推進員の方々に受付などを担当していただき、来場者に対し選挙啓発活動をしていただきました。

- (2) 選挙の啓発活動を展開していく為の研修等に参加していただきます。

令和元年度は、11月11日(月)に新都市ホールで開催された「横浜市・区明るい選挙推進大会」へ参加していただきました。また、11月20日(水)に、「推進員研修会」として、模擬選挙推進ネットワークの林代表による講演会を行いました。さらに、南区明るい選挙推進協議会事務局より年に3回発行している機関紙「明推協だより」を、推進員の方々へ郵送し、地域での日常の啓発活動に役立てていただいています。

※ 今年度は新型コロナウイルスの影響で各種イベントや研修等の実施状況に変更が生じています。

2 選挙時

- (1) 選挙執行時に街頭啓発活動をしていただきます。

令和元年7月に行われた参議院議員選挙では、南公会堂で行われた市民講演会の会場において、投票日等が書かれたポケットティッシュを配布し、投票参加を呼びかけていただきました。

- (2) 期日前投票所(南区役所及び南図書館)の投票立会人に従事していただきます。

各選挙において、登録を希望された推進員の方々の中から、従事可能な日程等を調整したうえで期日前投票立会人に従事していただいています。詳細については同封の別紙をご参照ください。

自治会・町内会名

氏名 (フリガナ)	()
住所	〒 南区
電話番号	(自宅) ()
	(差し支えなければ、携帯電話等、日中連絡の取れる電話番号も ご記入ください) ()
期日前投票所 立会人登録	登録する 登録しない

※活動時の写真をホームページなどに掲載させていただく場合があります。

令和 年 月 日

提出先： 7 2 3 2 - 0 0 2 4

南区浦舟町2丁目33番地

南区役所総務部総務課統計選挙係

電話 341-1227

FAX 241-1151

期日前投票 投票立会人 及び 不在者投票 指定施設外部立会人の登録について

南区選挙管理委員会では、平成24年衆議院議員総選挙から期日前投票所の投票立会人、及び、不在者投票の指定施設外部立会人を明るい選挙推進員の皆様の中から希望された方をお願いしています。

改選にあたり、従事希望の方を登録させていただきます。登録された方については、各選挙の際に日程調整のうえ、お願いをさせていただいております。内容についての詳細は、以下のとおりです。

【期日前投票 投票立会人について】

仕事: 期日前投票所において投票が公正に行われているか、事務が適正に行われているかを立会確認します。

期間: 選挙の公示(告示)の翌日～投票日の前日

(南図書館は、選挙の種類によっては選挙の8日前～投票日の前日)

土曜日・日曜日・祝日も行います。

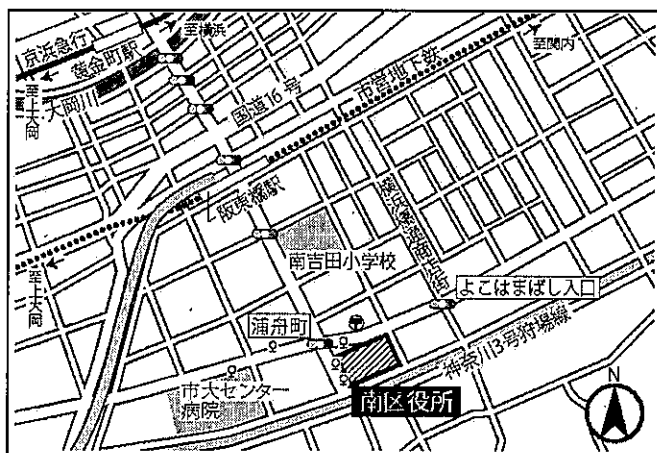
時間: 午前8時15分(南図書館は午前9時15分)～午後8時15分

※期日前投票は午前8時30分～20時まで(南図書館は9時30分～20時まで)ですが、
立会人の拘束時間は上記のとおりです。

場所: 南区役所または南図書館の期日前投票所

・南区役所(浦舟町2-33)

・南図書館(弘明寺町265-1)



報酬: 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給

(令和2年10月現在: 日額11,000円)

注意: 1. お昼休憩等がありますが、途中交代はできません

2. 長時間着席した状態での従事になります

3. 昼食はご自身でのご用意をお願いします

4. 当日は朱肉を使う印鑑が必要です(スタンプ印不可)

裏面有り

【不在者投票 指定施設外部立会人について】

仕事: 不在者投票を実施し、かつ、希望のあった施設の投票所において、投票が公正に行われているか、事務が適正に行われているかを立会確認します。

期間: 選挙の公示(告示)の翌日～投票日の前日の期間の中で、施設側の希望する日時

場所: 希望のあった施設(病院や老人ホームなど)

報酬: 1,282円 1時間(1時間以内)(令和元年6月現在)

※施設によって従事時間は異なります

注意: 1. 期日前投票立会人に登録された方に対し、個別にご都合をうかがわせていただきます

2. 投票用紙外封筒に署名をしていただきます(ゴム印不可)

3. 当日は朱肉を使う印鑑が必要です(スタンプ印不可)

従事を希望される方は、**推薦書の期日前投票立会人登録欄の“登録する”**に○をつけてご返信ください(推薦書の提出期限: 令和3年2月26日)。選挙が近くなりましたら、登録された方には日程調整表等を送付し、こちらで調整をさせていただきます。

希望者多数の場合は、人数や日程の関係上、すべての方にはお願いできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。また、出来るだけ多くの方にご従事いただけますよう、**基本的には一人一回**とさせていただきます。

南区明るい選挙推進協議会

(南区役所総務課統計選挙係)

電話: 341-1227

FAX: 241-1151

自治会町内会長 各位

区連会 11 月 定例会 資料
令和 2 年 11 月 20 日
資源循環局街の美化推進課

令和 3・4 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

1 趣旨

横浜市では、「ヨコハマ 3 R 夢プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）に基づき、分別・リサイクルだけではなく環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進め、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指しています。

環境事業推進委員の方々は、ヨコハマ 3 R 夢プランを進めていくうえで、大変重要な役割を担っていただいております。

つきましては、令和元年度に委嘱しました環境事業推進委員の任期（2 年間）が満了となりますので、令和 3 年度に新たに委嘱する環境事業推進委員のご推薦をお願いいたします。

2 委嘱期間

令和 3 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）

3 推進委員の主な活動（詳細は裏面のとおり）

- （1）自治会・町内会と連携した、ごみ減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

4 推薦人数

各自治会・町内会から 1 名の推薦を基本としますが、推薦人数については地域の実情に応じ、柔軟に対応いたします。（再任可）

5 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方

6 推薦時期

令和 2 年 11 月下旬に、各自治会・町内会長に推薦依頼書をお送りいたしますので、令和 3 年 2 月 26 日（金）までに資源循環局の各事務所に推薦書を御返送願います。

7 委嘱式

これまで 4 月から 5 月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当 資源循環局街の美化推進課 電話 671-3817 FAX 663-8199
資源循環局南事務所 電話 741-3077 FAX 741-6492

裏面あり

◆環境事業推進委員の活動内容

1 自治会・町内会単位の取り組み

項 目	内 容
ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動	各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動
3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動	・資源集団回収の更なる推進 ・家庭内及び地域イベント等での3 R 行動の実践・啓発協力
地域清掃活動の推進	各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う。
清潔できれいな街づくりの推進	区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う。
地域への情報提供	地域住民へのごみ減量・3 R 活動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供等
住民からの相談と行政機関への連絡	地域での3 R 行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連絡

2 区単位または地区連合単位での取り組み

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン（ポイ捨て防止キャンペーン）等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり

◆横浜市環境事業推進委員の改選に伴う推薦事務日程

令和3・4年度を任期とする環境事業推進委員の推薦について、概ね以下のような日程で進めさせていただきます。

	日 程	会 議 等	内 容
令和2年	11月12日(木)	横浜市町内会連合会定例会	推薦依頼（家庭系対策部担当部長）
	11月中旬	各区連合町内会定例会	推薦依頼 （各区資源循環局事務所長から推薦依頼及び御説明をさせていただきます。）
	11月下旬	推薦依頼文書を発送	地域振興課配送ルートにより、各自治会町内会長あて送付させていただきます。
令和3年	2月26日(金)	推薦書の提出締切日	推薦書を各区資源循環局事務所あてに送付をお願いします。
	4月以降	委嘱式	区ごとに開催

自治会・町内会長 各位

横浜市長 林 文子

令和 3・4 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和 3 年 3 月 31 日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和 3 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- （1）自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則 1 名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

令和 3 年 2 月 26 日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。

5 その他

- （1）市連会 11 月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- （2）**推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- （3）これまで 4 月から 5 月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
石原・石川 電話 671-3817

裏面あり

資源循環局各区収集事務所 一覧

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0054	港南区港南台 8-4-41	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和3・4年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
		新任・再任
	TEL ()	昭和・平成・令和 年～()年
		新任・再任
	TEL ()	昭和・平成・令和 年～()年
		新任・再任
	TEL ()	昭和・平成・令和 年～()年
		新任・再任
	TEL ()	昭和・平成・令和 年～()年
		新任・再任
	TEL ()	昭和・平成・令和 年～()年
		新任・再任
	TEL ()	昭和・平成・令和 年～()年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。
また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横 浜 市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名

㊞

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日
受付者 :
委嘱年月日 : 令和 年 月 日

横浜市保健活動推進員の改選に伴う
推薦について（依頼）

区連会 11 月定例会資料
令和 2 年 11 月 20 日
健康福祉局保健事業課

1 趣旨

現在委嘱している保健活動推進員の任期が、令和 3 年 3 月 31 日をもって満了します。そこで、次期の保健活動推進員を委嘱するため、各自治会町内会から保健活動推進員の推薦をお願いします。

2 任期

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

※ ただし、再任を妨げません。

3 保健活動推進員の職務

「地域における健康づくり活動」を福祉保健センターと協力しながら実施していただきます。詳しくは裏面の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

4 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱日（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、78 歳未満の方

5 推薦依頼人数

各自治会町内会あたり 1 名を目安として、地域の実状を反映し、必要に応じて自治会長・町内会長、地区保健活動推進員会会長などと協議の上、区長が定めることを基本とします。

6 スケジュール

11 月 12 日（木）	市町内会連合会定例会で依頼（健康福祉局）
11 月中～下旬	各区連合町内会定例会で依頼（区）
11 月下旬～12 月上旬	各自治会町内会に推薦依頼（区）
令和 3 年 2 月 26 日（金）	推薦名簿の提出締切（各自治会町内会→区）
3 月 15 日（月）	推薦名簿の提出締切（区→市）
4 月	4 月 1 日付けで委嘱

7 委嘱式に関するお願い

従来、多くの来賓の皆様と保健活動推進員の出席を依頼し、区公会堂等における委嘱式を実施してきましたが、いわゆる三密を避けるため、委嘱式の開催方法を見直す必要があります。また、事務局である区福祉保健課は、保健所支所として新型コロナウイルス感染症対応への注力が必要な状態です。これらのことから、令和 3 年度は従来どおりの委嘱式は原則行わないこととさせていただき、委嘱状交付や研修実施等の具体的な方法は各区の裁量としますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

南区福祉保健課

担当：鈴木・岩澤・亀井・太田

電話：341-1182

自治会町内会会長 各位

横浜市南区長

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和 3 年 3 月末日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、御多用のところ恐縮ですが、次により推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期等

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）

※ただし、再任を妨げません。

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、78 歳未満の方

裏面あり

4 推薦依頼人数

人

※ 推薦依頼人数の考え方

各自治会町内会から1名を目安とし、加入世帯数が概ね250を超えることに更に1名の追加をいただきたいと思いますと考えております。なお、依頼人数より多くご推薦をいただくことも可能です。

5 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員の推薦名簿」により区長あて推薦してください。

※ 名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

6 推薦の期日および提出先

- (1) 推薦の期日 令和3年2月26日（金）必着
- (2) 提出先 南区役所福祉保健課

7 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して健康や地域活動について学び、学習成果を活かして活動しますので、2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

8 添付資料

- (1) 保健活動推進員推薦名簿＋返信用封筒
 - (2) 横浜市保健活動推進員規則
 - (3) 横浜市保健活動推進員の活動
 - (4) 横浜市保健活動推進員に推薦される皆様へ

}

(3)(4)（両面印刷1枚）を
推薦を受ける方にお渡しく下さい。

【問合せ先】

南区役所福祉保健課

担当：鈴木・岩澤・亀井・太田

電話：341-1182

令和 年 月 日

横浜市南区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名

電話番号

保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和3年4月1日～5年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏 名	住 所	電話番号	R3/4/1 現在 満年齢	新任・再任 の別
	南区		才	新・再
	南区		才	新・再
	南区		才	新・再
	南区		才	新・再
	南区		才	新・再

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時（令和3年4月1日現在）に、78歳未満であること

横浜市保健活動推進員規則

制定 昭和 28 年 4 月 25 日横浜市規則第 31 号

最近改正 平成 19 年 3 月 5 日横浜市規則第 4 号

(推進員の設置)

第 1 条 地域における市民の健康づくりを推進するため、横浜市保健活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第 2 条 推進員は、区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 推進員の任期は、2 年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても推進員の職を解くことができる。

(職務等)

第 4 条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。

(2) 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。

(3) 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。

(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。

(5) その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項。

2 推進員は、前項の職務を果たすため、福祉保健センター等が実施する研修会等に参加し、健康づくり活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(市推進員会、区推進員会及び地区推進員会の設置)

第 5 条 健康づくり活動の効果的な推進並びに推進員相互の連絡及び調整を図るため、横浜市保健活動推進員会（以下「市推進員会」という。）を、各福祉保健センターの所管区域ごとに区保健活動推進員会（以下「区推進員会」という。）を、一定の区域ごとに地区保健活動推進員会（以下「地区推進員会」という。）を設置し、それぞれ推進員をもって組織する。

(会長等)

第 6 条 市推進員会、区推進員会及び地区推進員会（以下「推進員会」という。）に、それぞれ会長、副会長その他の役員（以下「会長等」という。）を置く。

2 市推進員会の会長等は区推進員会の会長の、区推進員会の会長等は地区推進員会の会長の、地区推進員会の会長等は推進員の、それぞれ互選とする。

- 3 会長は、当該推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、当該推進委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(経費の補助)

第8条 市は、推進委員会に対しその運営に要する経費の一部を補助することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市衛生奉仕員規則(昭和23年12月横浜市規則第66号)は、廃止する。

付 則(昭和44年9月規則第94号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年4月規則第55号)

この規則は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則(平成4年3月規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月規則第28号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月規則第154号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

横浜市保健活動推進員の活動

【令和2年11月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和2年度の活動テーマ

「特定健診・がん検診の普及啓発」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「歯科口腔保健の推進」「ウォーキングポイント事業等への協力と推進」等に加えて、令和2年度は「新たな感染症の予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

保健活動推進員の活動等についての説明です。

推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

活動例・

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健（検）診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費（実費）に対する補助があります。区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。
地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。
地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

活動保障について

保健活動推進員の皆さんが安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

書類 番号	17
----------	----

南地振第929号
令和2年11月20日

自治会町内会長 各位

横浜市南区長 松山 弘子

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第32期スポーツ推進委員の任期が、令和3年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第33期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 提出書類

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

2 提出期限

令和3年2月26日（金）

3 提出先

南区地域振興課 区民活動推進係 前田（61番窓口）

※同封の返信用封筒もしくは、窓口にてご提出いただけますと幸いです。

4 送付書類

- (1) 第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
- (2) 第33期横浜市スポーツ推進委員 改選事務日程
- (3) 第33期横浜市スポーツ推進委員 推薦要項
- (4) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
- (5) 第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書
- (6) 【参考】スポーツ推進委員の推薦について
- (7) 返信用封筒

【連絡先】

担当：南区地域振興課 区民活動推進係
飛留間・前田
電話 341-1237

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について

1 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

2 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

3 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。

（地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と御相談ください。）

4 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 3 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

5 提出書類

第 33 期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

6 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和 3 年 2 月 26 日（金）
- (2) 提出先 南区地域振興課 区民活動推進係 前田（61 番窓口）
※同封の返信用封筒もしくは、窓口で提出。

第33期横浜市スポーツ推進委員 改選事務日程

関連事務	事務経路	日程(予定)
市連会で依頼	スポーツ振興課 → 市連会	11月12日(木)
推薦依頼関係書類の送付	スポーツ振興課 → 各区	11月上旬
区連長会への依頼	各区 → 区連会	11月中旬から下旬
推薦依頼関係書類の送付	各区 → 自治会町内会	11月下旬～12月上旬
推薦報告書の提出	自治会町内会 → 各区	2月26日(金)
スポーツ推進委員推薦書の提出	各区 → スポーツ振興課	3月12日(金)
委嘱の通知・関係物品の送付	スポーツ振興課 → 各区	3月中旬
委嘱状伝達式案内状の送付	各区 → 各区スポ推	3月中旬
委嘱状伝達式	各区 → 各区スポ推	4月上旬
任期満了挨拶状の発送	各区 → 各区旧スポ推	4月上旬
推薦者宛てお礼状の発送	各区 → 自治会町内会	4月上旬
各区正副会長調査の依頼	スポーツ振興課 → 各区	4月中旬

第 33 期横浜市スポーツ推進委員推薦要項

1 趣旨

現在委嘱しているスポーツ推進委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了するにあたり、スポーツ基本法第 32 条に基づき、新たなスポーツ推進委員の推薦・委嘱を行うため、この要項において必要な事項を定める。

2 委嘱日及び任期

- (1) 委嘱日：令和 3 年 4 月 1 日
- (2) 任 期：2 年（令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

3 推薦方法

- (1) 区長は自治会町内会に候補者の選出を依頼する。
- (2) 区長は選出された候補者をとりまとめ、所定の様式により市長に推薦し、市長が委嘱する。

4 推薦人数

原則として自治会町内会あたり 1 名とする。ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとする。（地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長などと協議を行うこと。）

5 推薦基準

候補者の選出及び推薦にあたっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 20 歳以上の横浜市在住者であること。
- (2) 新任者は改選期日現在原則 65 歳未満、再任の場合は改選期日現在原則 70 歳未満であること。
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解があること。
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできること。
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できること。

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・世界トライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年6月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成20年3月31日

規則第36号

（平23規則74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

第33期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦報告書

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)				性 別
氏 名				
再任・新任の別	32期末までの勤続年数(再任者のみ)	生 年 月 日	令和3年4月1日現在の年齢	
再任・新任	年 か月		歳	
住 所		電話番号		
〒		(自宅)		
		(携帯)		
Eメール				
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技				
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。				

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

承諾書

令和 年 月 日

私は、横浜市スポーツ推進委員として推薦を受けることを承諾します。

(署 名)

スポーツ推進委員の推薦について

【平成11年1月20日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

■横浜市青少年指導員・横浜市スポーツ推進委員の推薦人員及び推薦方法（南区）

自治会・町内会 世帯数	推薦人員	推薦方法
1,000世帯以上	原則1名+1名（希望がある場合）	自治会・町内会で、 候補者を選出し、 区長へ推薦する。
1,000世帯未満	原則1名	

ただし、総人員数は、南区全自治会・町内会数の範囲内とする。

【平成23年11月21日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

■南区の推薦基準の考え方

南区の活発な活動にあたっては、自治会町内会居住者が地域に密着した活動ができる、また、新たな人材を掘り起こし、地域の活動を継承していくことが望ましいと考えます。

推薦要件	青少年指導員	スポーツ推進委員
①居住地	推薦団体である自治会町内会在住者であること。	
②年 齢 (改選期日現在)	新任者は20歳以上65歳未満、 再任者は、70歳未満。	新任者は20歳以上60歳未満、 再任者は70歳未満。

ただし、特段の事情があり、区長が認めた場合はこの限りでない。



変更

【平成30年11月20日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

横浜市スポーツ推進委員推薦要綱の改正を受け、南区のスポーツ推進委員推薦基準を全市共通の年齢要件に合わせ変更します。

推薦要件	青少年指導員	スポーツ推進委員
①居住地	推薦団体である自治会町内会在住者であること。	
②年 齢 (改選期日現在)	新任者は20歳以上65歳未満、 再任者は、70歳未満。	新任者は20歳以上、 <u>原則65歳</u> 未満、再任者は <u>原則</u> 70歳未満。

ただし、特段の事情があり、区長が認めた場合はこの限りでない。

【平成25年11月20日の南区連合町内会長連絡協議会了承事項】

■推薦の考え方（南区）

連合町内会傘下の自治会町内会数が15未満の地区について、希望者（適任者）がいた場合、15人を超えない範囲で連合単位として推薦できます。

・自治会町内会数が15以上の地区については、特段の事情があり、区長が認めた場合は自治会町内会数を超えない範囲で連合単位として推薦できます。

・推薦者は地区連合町内会長とします。

・総人数は連合推薦も含め、南区全自治会町内会数の範囲内とします。



横浜南税務署からのお知らせ

書類
番号

19

【問合せ先】 〒 236-8550 横浜市金沢区並木3-2-9 Tel 045 (789) 3731 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

税理士による無料申告相談は 「事前予約制」となります！

- 新型コロナウイルス感染症対策として、**税理士による無料申告相談は、年金受給者及び給与所得者の方のみ**を対象として「**電話による事前予約制**」で実施いたします。
- その他の収入のある方の予約はご遠慮いただきますようお願いいたします。

～事前予約受付期間等～

事前予約受付期間	事前予約専用電話番号	受付時間
12月7日（月） ～12月18日（金） ※ 土、日を除きます。	045-279-5620 ※お掛け間違いにご注意ください。	午前9時 ～午後5時

- ◆ 予約電話が混雑している場合は、長時間お待ちいただくことがありますのでご了承ください。
- ◆ 税務署の代表電話での予約受付は行っておりませんので、お掛け間違いのないようご注意ください。
- ◆ 相談予定人数に達した場合は、予約をお受けすることができませんのでご了承ください。
- ◆ **予約のない方の入場はお断りさせていただきますので、新型コロナウイルス感染防止にご理解とご協力をお願いいたします。**
- ◆ **予約手続きが完了しましたら、後日、横浜南税務署から「案内はがき」を郵送いたします。**
- ◆ 申告書の提出のみの受付は行いません。提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

～税理士による無料申告相談日程～

※「案内はがき」をご持参の方のみ受付を行います。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日（火） ～2月9日（火） ※ 土、日を除きます。	ウィリング 横 浜	横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 501号室～503号室	税務署から郵送する 「案内はがき」に記載 されている時間にお越 しくください。

- ◆ 問い合わせ先は「横浜南税務署」です、ウィリング横浜ではございません。
- ◆ 会場周辺の店舗やオフィスタワー内の他のオフィスに、迷惑がかからないようご配慮いただきますようご協力をお願いします。
- ◆ 2月9日(火)は税理士会独自事業確定申告無料相談となります。

南区区連会承認第17号 掲示期間：令和2年12月18日まで

横浜 I R（統合型リゾート）について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。

今月は、以下の 3 点についてお知らせいたします。

1 広報よこはま特別号の発行について

横浜 I R の方向性や R F C の結果概要等を市民の皆様によりわかりやすくご説明するために「広報よこはま特別号」を 11 月中旬に発行します。

なお、「広報よこはま特別号」は、新聞折込みや PR ボックス等で配架をしますが、地区連合町内会長及び単位町内会長には、区連会配送ルートを利用し、別途お渡しさせていただきます。

2 I R 事業説明会について

横浜 I R について、市民の皆様により深く御理解いただくために、令和 3 年 2 月以降で事業説明会の開催を検討しています。

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、基本はオンライン方式での開催を検討しています。

3 横浜イノベーション I R 協議会の開催について

特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）では、実施方針の策定や民間事業者の選定等にあたり、県知事や公安委員会との協議が求められています。

本市では、県及び公安委員会等と円滑な連携を図るため、協議会を設置・開催します。

資料

- ・ 広報よこはま特別号（2020 年 11 月発行）
- ・ 記者発表資料「横浜イノベーション I R 協議会を開催します」

担当 都市整備局 I R 推進課

TEL 671-4135

FAX 550-3869

横浜イノベーション I R 協議会を開催します

特定複合観光施設区域整備法（以下、「I R 整備法」という。）では、実施方針の策定や民間事業者の選定等にあたり、県知事や公安委員会との協議が求められています。本市では、県及び公安委員会等と円滑な連携を図るため、協議会を設置・開催します。

1 開催日時

令和 2 年 11 月 17 日（火） 10 時 30 分から 11 時 30 分まで

2 会場

パシフィコ横浜会議センター 3 階 301 会議室

3 概要

横浜 I R の実施方針策定等のため、I R 整備法第 12 条に基づき設置する「横浜イノベーション I R 協議会」を開催します。

【出席予定委員】

- | | （I R 整備法上の位置づけ） |
|-------------------|---------------------------|
| ・ 横浜市長【議長】 | （都道府県等の長（指定都市の長）） |
| ・ 神奈川県知事 | （立地市町村等の長（都道府県の長）） |
| ・ 神奈川県公安委員会より 1 名 | （公安委員会） |
| ・ 横浜市町内会連合会より 1 名 | （都道府県等の住民） |
| ・ 横浜商工会議所より 1 名 | （関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者） |
| ・ 横浜市立大学より 1 名 | （関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者） |

4 傍聴について

会議は、原則公開です。ただし、協議内容が公開されると今後の業務に支障をきたすおそれがあると判断した場合は、非公開とすることがあります。

公開部分のみ傍聴いただけますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴者数を制限させていただきます。なお、以下の方の傍聴はご遠慮ください。

- ・ 発熱（37.5℃以上）や体調不良の方
- ・ 2 週間以内に、PCR 検査で新型コロナウイルス感染症陽性判定された方との濃厚接触がある方
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症等により患しているおそれのある方

また、当日は会場入場前の検温で発熱（37.5℃以上）が確認された方、マスクを着用していただけない方等は入場いただけません。あらかじめご了承ください。

傍聴を希望される方は、下記申込フォーム又は FAX でお申し込みください。FAX でお申し込みの場合は、①傍聴希望会議名（横浜イノベーション I R 協議会）、②氏名（フリガナ）、③連絡先（住所、電話番号、FAX 番号）をご記載ください。なお、定員（20 人）を超える場合は抽選を行います。結果については、当選された方のみ通知させていただきます。

※お申し込みはおひとり様 1 通（1 名）限りとし、2 通目以降は無効とさせていただきます。

※手話通訳が必要な方は、申込時にその旨ご記入ください。

傍聴の受付には、以下のものが必要になります。

- ・お送りした傍聴決定通知又はそのコピー等（スマートフォン等で確認できる場合も可。）
- ・傍聴する方のお名前のわかるもの（保険証、免許証等）

なお、傍聴は、ご本人様のみ可能です。傍聴する権利の譲渡や代理での傍聴等は認められません。あらかじめご了承ください。

《申込フォーム》

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=20201117irkyougikaibouchou>

《FAX番号》 045-550-3869

《申込期間》

令和2年11月6日（金）から令和2年11月11日（水）17時（必着）まで
傍聴いただける方には、令和2年11月13日（金）17時までに通知する予定です。

《お申し込みに関する問い合わせ先》 都市整備局 I R推進課 045-671-4135（平日 8:30～17:15）

《傍聴にあたっての注意事項》

（1）次に掲げる事項に該当する方は傍聴席に入場できません。

- ① 酒気を帯びている者
- ② （2）の①～⑥に該当する行為を行う者
- ③ その他、会議場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者

（2）次に掲げる行為は、会議の妨げになるのでご遠慮ください。以下の行為を行った場合は、退場していただくことがあります。

- ① 危険物、プラカード、ビラ、旗、のぼり、拡声器、楽器（音の出るもの）、その他会議場内に持ち込むことが適切でないものの持ち込み
- ② 会議における言動に対して、発言や拍手をする、またはけん騒な行為を行うこと
- ③ 会議の構成員（委員等）に対して、質問する、または意見を表明すること
- ④ 写真撮影、録画、録音を行うこと
- ⑤ 食事または喫煙を行うこと
- ⑥ その他、会場の秩序を乱す行為、または会議の進行の妨げになる行為を行うこと

（3）会場内では、議長または職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じる場合があります。退場を命じられた場合は、速やかに退場していただきます。

5 取材について

記者席を設けますので、11月13日（金）17時までに、下記問い合わせ先まで御連絡ください。
なお、撮影は冒頭のみとさせていただきます。また、協議会が非公開となった場合は、それ以降は取材していただくことができません。あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取材の際は傍聴と同様の検温・体調確認や、マスクの着用にご協力ください。

お問合せ先		
都市整備局 I R推進課担当課長	山崎 達哉	Tel 045-671-4731

統合失調症がやってきた

統合失調症の当事者であるハウス加賀谷氏と、相方として一番そばで見てきた松本キック氏の体験談を二人で話すトークショー。
自殺の原因となりうる精神障害に対する理解を深めてみませんか。

☆ 講師 松本ハウス（お笑いコンビ） ☆



1991年から松本キック氏、ハウス加賀谷氏によるお笑いコンビ「松本ハウス」として活動。NTV「進め!電波少年インターナショナル」、CX「タモリのボキャブラ天国」などのバラエティー番組でレギュラー出演し、一躍人気者になるも、ハウス加賀谷氏が幻覚・幻聴などの統合失調症を悪化させたことにより、1999年に突然活動休止。その後入院生活を経て病状を改善させたハウス加賀谷氏は、芸人復帰を決意。10年の時を経て、2009年に漫才コンビ「JINRUI」として復活。2011年、コンビ名を再び「松本ハウス」に戻し活躍中。

日時

令和3年1月22日（金）

午後2時30分～午後4時00分（開場午後2時00分）

場所

みなみん（南公会堂）（南区浦舟町2-33、南区総合庁舎3階）

※駐車場は有料です。なるべく公共交通機関をご利用ください。

定員

200名（入場無料。事前申込制・先着順） ※要約筆記あり。

※一時保育（先着順）を希望される方は、12月25日（金）までに問合せ先へご連絡ください。

申込

HPまたはFAX（045-241-1151）

横浜市南区役所



12月11日（金）から受付開始 区役所HP又は二次元コードから申込できます。

※FAXは、「人権啓発講演会申込み」と明記のうえ、①氏名、②住所、
③連絡先電話番号、必要に応じて④一時保育の希望（子の人数・年齢）を記載。

- コロナウイルス感染症への対策をとりながら開催します。
- 入場の際は、マスク着用、体温チェック、手指のアルコール消毒をお願いします。
- 熱が37.5度以上ある方は、入場をお断りする場合があります。
- 感染の状況によって、開催方法の変更または中止の場合があります。

主催：横浜市南区役所 問合せ：総務課 ☎045-341-1224

南区区連会承認番号19号

掲載期間：令和2年12月25日（金）まで

令和 2 年 11 月 吉日

自治会・町内会長 各位

南区振興協議会会長

令和 3 年南区新年賀詞交歓会の開催について（御案内）

平素から南区の振興に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年の新春を迎えるにあたりまして、新年賀詞交歓会を次のとおり開催し、南区発展のための新たな門出を祝いたいと存じます。

つきましては、御多用中とは存じますが、御参加くださいますようお願い申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、

○ 各自治会町内会、各団体の参加人数を 1 名までとし、規模を縮小し開催します。

○ 飲食は行わず、また、密を避けるため、歓談時間や歓談スペースは設けません。挨拶中心の催しものとし、その他、獅子舞と落語を予定しています。

1 日 時 令和 3 年 1 月 5 日（火）午前 11 時 00 分～11 時 55 分

（受付開始 10 時 30 分）

2 会 場 みなみん（南公会堂）南区総合庁舎 3 階

市営地下鉄 阪東橋駅 徒歩約 8 分

※例年の会場とは違いますのでご注意ください。

3 会 費 無料

4 参加人数 各自治会町内会 1 名まで

5 申込方法

（1）参加の場合は同封の申込書に、参加者の氏名・連絡先等を記入してください。

（2）12 月 11 日（金）まで に同封の返信用封筒で送付してください。

※ 当日の来場の際には、本案内状をご持参のうえ、受付にご提示ください。

《 裏面あり 》

6 注意事項

- 新型コロナウイルス感染症への対策をとりながら開催します。
- 入場の際は、マスク着用、体温チェック、手指のアルコール消毒をお願いします。
- 熱が 37.5 度以上ある方は、入場をお断りする場合があります。
- 感染の状況によって、申込み多数の場合は別途調整させていただく場合があります。また、中止の場合もあります。
- 中止の場合は、1 月 4 日の 17 時までに南区ホームページでお知らせします。

担当 南区振興協議会事務局 堀川、久保村、吉澤
(南区役所総務課庶務係)
電 話 3 4 1 - 1 2 2 4
F A X 2 4 1 - 1 1 5 1

No.

令和3年南区新年賀詞交歓会

参加申込書

連合町内会名	〇〇連合〇〇会	自治会町内会名入りの 申込書をお送りします。
自治会・町内会名	〇〇自治会／町内会	

◎当日参加される方を記載してください。

氏 名	ふりがな
住 所	
電話番号	

世界を感動させた☆スーパーミラクルイリュージョン
木下大サーカス横浜公演

ご招待券等 ご配布についてのお願い

謹啓 深秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、社会福祉事業協賛として、主催 読売新聞社・日本テレビ・報知新聞社・ラジオ日本・KINOSHITA CIRCUS、協力 よこはまコスモワールド（泉陽興業）にて、『スーパーミラクルイリュージョン☆木下大サーカス』横浜公演を4年ぶりに開催する運びとなりました。

公演にあたりまして、横浜市町内会連合会様よりご後援をいただいております、日頃より地域発展にご貢献されている皆様へ、是非新プログラムで構成された世界屈指のサーカススペクタクルをご観覧いただきたく、下記の通りご招待券をご用意させていただきました。

子どもたちに夢と希望にあふれる明日へ向かう感動と情操教育として、そして社会福祉事業協賛の主旨を何卒ご理解賜り、下記のご招待券・割引券のご配布につきまして、何卒ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

と き：2020年12月27日(日)～2021年3月7日(日)

※新型コロナウイルスの感染状況により開催期間の変更の可能性がございます。

ご来場前に木下サーカス公式ホームページをご確認ください。

ところ：横浜駅東 800m みなとみらい 特設会場（横浜アンパンマンこどもミュージアム東側）

謹白

- 記 -

- ① ご 招 待 券・・・ 自治会長・町内会長様へ2枚、班長様へ1枚
期日指定の自由席ご招待券です。
※券面記載の指定日は入場料金が無料です。
期間外は1名様に限り1,000円で入場券をご購入いただけます。
※新型コロナウイルスの状況により、入場制限をさせていただく場合がありますので、ご理解をお願い致します。
※自由席が満席の場合、サーカス会場で指定席券、特別自由席券を販売している場合がありますのでご利用ください。
- ② 割 引 券・・・ 20枚
自治会長・町内会長様のご裁量にて、ご希望の世帯へご配布をお願い致します。
※1枚で入場券を当日料金より4名様まで引きでご購入いただけます。
おとな3,300円→3,000円 子ども2,300円→2,000円
大学・専門学校2,500円→2,300円
- ③ A 4 チ ラ シ・・・ 神奈川県、横浜市、横浜市町内会連合会等の後援名入りです。

後 援：神奈川県・横浜市
川崎市・相模原市
横浜みなとみらい21
横浜市教育委員会
神奈川県社会福祉協議会
横浜市社会福祉協議会
神奈川県市長会・神奈川県町村会 等

木下大サーカス横浜公演事務局

〒231-0012 (12/21 まで)

横浜市中区相生町 2-50

大和地所 相生町ビル 3F

〒220-0012 (12/22 から)

横浜市西区みなとみらい 6-2

横浜駅東 800m みなとみらい 特設会場

TEL：045-663-0027 FAX：045-663-0054

担当：高田吉範

木下大サーカス®

4年ぶり
横浜公演



奇跡のホワイトライオン
日本大上陸!!

世界を感動させた
★スーパーミラクルイリュージョン★
木下大サーカス

主催：読売新聞社・日本テレビ・報知新聞社・ラジオ日本・KINOSHITA CIRCUS
協力：よこはまコスモワールド（泉陽興業）

CK 画像はイメージです。
社会福祉事業協賛

年間120万人動員!!

Circus is Art

暖房完備

Kinoshita Circus 118th Anniversary

Thank you to our healthcare community. Let's expand the circle of our support.

新型コロナの感染状況により変更があります。HPをご覧ください。

2020年12月27日〜2021年3月7日

休演日：毎週木曜日と1月6日(水)・20日(水)・2月3日(水)・10日(水)・17日(水)。但し2月11日(木・祝)は開演。

横浜駅東 800m **みなとみらい** 特設会場
(横浜アンパンマンこどもミュージアム東側)

横浜駅東口徒歩9分・みなとみらい線 新高島駅徒歩3分・公共交通機関をご利用下さい。

開演時間(公演は約2時間10分<休憩20分間>です。) ◆雨天開演

区分	10:10	11:00	13:00	14:00	15:50
月・火曜日		○		○	
水曜日		○		○	
木曜日	休演日	※但し1/6・20、2/3・10・17は休演			
金曜日	12/27(初日)と1/1(元旦)		○		○
土曜日		○		○	
日・祝日と1/2	○				○

●天候等の影響により休演する場合があります。※12月27日は13:00からの2回公演

区分	おとな	子ども (3才〜高校生)	大学専門 学生(高校生)
前売券	2,900円	1,900円	2,200円
当日券	3,300円	2,300円	2,500円

※特別自由席：入場券プラス1,000円にて当日会場でのみ販売しています。

サーカス会場での感染予防への取り組みとお客様へご協力をお願い。
※神奈川県対処方針に基づいて、3つの密を避けながら収容人数を制限して公演致します。

- 大テント劇場内の換気について、自治体が定める基準を十分にクリアする空調システムにより常時換気を行います。入場時、休憩時、退場時には全ての出入り口(4ヶ所)を大きく開放し、さらに十分な換気を行います。
- 入場前のお客様には前後左右ソーシャルディスタンスを保って並びいただきます。
- 各回の公演前、また公演終了後、客席、場内外の消毒を行います。
- ご入場前に非接触式体温計で、お客様の体温をチェックさせていただきます。37.5度以上を検出したお客様はご入場をご遠慮致します。
- コロナの感染状況により、客席数を制限して開催致しますので、HPをご覧ください。
- 体調がすぐれないお客様、発熱や咳の症状のあるお客様は、ご観覧をお控えいただきますようお願い致します。
- ご来場の際にはマスクの着用にご協力ください。
- 新型コロナウィルス接触確認アプリ(COCoA)を推進致します。
- サーカス来場時に「神奈川県LINEコロナお知らせシステム」への登録をお願い致します。



●前売指定席券は、右記プレイガイドにてお買い求めください。
(ご観覧日の4日前には)発売を締め切ります
kinoshita-circus.co.jp

オフィシャル会員チケット
 Lawson ミニストップ
 Lコード 34057
 l-tike.com

チケットぴあ
 入場券 992-944
 観覧券 12月分 845-764 1月分 845-765
 2月分 845-766 3月分 845-767
 0570-02-9999

イープラス
 FamilyMart
 ファミリーマート店内の「ファミポート」
 eplus.jp/knst/

セブンチケット
 セブンコード
 入場券 085-802
 指定席券 085-806

木下大サーカス横浜公演事務局
 045(663)0027

木下大サーカス 検索 Facebookでチェック
 e-mail:webmaster@kinoshita-circus.co.jp
 http://www.kinoshita-circus.co.jp

前売券売上金の1%を「読売光と愛の事業団」を通じて医療従事者の方へ寄付させていただきます。



あの、世界を感動させた木下大サーカスが さらに進化して4年ぶりに横浜にて開催!!

夢と勇気と感動と。熱き挑戦者たちの奇跡のステージ!
スーパー ミラクル イリュージョン

木下大サーカス横浜公演 年間120万人動員!!

「常に最高であり続ける誇り」…創業者の心を継承して創立118周年。木下サーカスが伝統のなかで磨きあげ、鍛えあげてきた名人芸と、世界一流の海外アーティストたちが競演するダイナミックなスペクタクル・ショー。興奮と感動に満ちた栄光1世紀をこえた118周年の記念ツアー、木下大サーカス4年ぶりの横浜での公演です。

子どもたちに楽しい夢を、若者にバーチャルではない迫真のライブ芸の魅力を、壮年の方たちには去りし日の想い出と感動を! お子様の感動情操教育の場として最適です。世代を超えて共感をわかち合えるひとときを、ぜひおそろいでお楽しみください。

主催 □ 読売新聞社・日本テレビ・報知新聞社・ラジオ日本・KINOSHITA CIRCUS
協力 □ よこはまコスモワールド(泉陽興業)

後援 ● (予定) 神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横浜みなとみらい21・横浜市教育委員会・神奈川県社会福祉協議会・横浜市社会福祉協議会・神奈川県市長会・神奈川県町村会・横浜市町内会連合会・神奈川県地域婦人団体連絡協議会・川崎市地域女性連絡協議会・(一社) 神奈川県商工会議所連合会・神奈川県商工会連合会・横浜商工会議所・神奈川県商店街振興組合連合会・横浜市商店街総連合会・神奈川県PTA協議会・横浜市PTA連絡協議会・(公社) 神奈川県私立幼稚園連合会・神奈川県子ども会連絡協議会・横浜市子ども会連絡協議会・(一社) 川崎市子ども会連盟・NHK厚生文化事業団・tvk・FMヨコハマ・東急・京急電鉄(株)・相模鉄道・横浜高速鉄道・神奈川中央交通(順不同)

協賛 ● 森永製菓、スズキ、コカ・コーラボトラーズジャパン、サントリー酒類、山九

■自由席 入場料金 (税込)			
区分	おとな	子ども (3才~高校生)	大学・専門 学生(20歳未満)
前売券	2,900円	1,900円	2,200円
当日券	3,300円	2,300円	2,500円

※2才以下のお子様は、膝の上に乘せてご覧下さい。
※障がい者の方は当日料金の半額(但し障害者手帳等をご提示下さい。) ※特別自由席プラス1,000円は当日会場でのみ販売
※車椅子のお客様は、エリアに限りがございますので、予め公演事務局までご連絡下さい。

前売指定席券・購入方法 指定席券のみでも購入できます。
(ご観覧日の4日前には発売を締め切ります) ご購入は
コンビニが便利!!
オンライン購入可

オフィシャル会員チケット	ローソンチケット	チケットぴあ	イープラス	セブンチケット
 会員登録が必要です ファミリーマートでの発売となります kinoshita-circus.co.jp	 Lコード 34057 l-tike.com	 入場券 992-844 観覧券 2分 645-764 1分 645-765 2分 645-766 3分 645-767 ※0570-02-9999	 ファミリーマート店内の 「ファミポート」 eplus.jp/knst/	 セブンコード 入場券 085-802 観覧券 085-806

□指定席前日予約
※上記前売指定席販売締切後に残席がある場合のみ観覧日
前日(休演日除く)に下記予約専用番号にて受付します。
◆受付時間 14:00~15:00 ◆解題、席数限定発売です。
◆電話申込後、FAXでの送受信操作が必要になります。
◆混雑時はつながりにくい場合がございます。
TEL.045-663-0540(予約専用番号)

■開演時間 ※休演日は本曜日と1月6日(水)・20日(水)・2月3日(水)・10日(水)・17日(水)、但し、2月11日(木・祝)は開演。

区分	10:10	11:00	13:00	14:00	15:50
月・火曜日		○		○	
水曜日		○	○	○	○
木曜日	休演日	休演日	休演日	休演日	休演日
金曜日(12/27(祝)・1/1(祝))		○		○	
土曜日		○	○	○	○
日・祝日と1/2		○	○	○	○

※公演は約2時間10分(休憩20分)です。
※飲食物のお持ち込みはご遠慮いただいております。
※天候等の影響により休演する場合があります。
※会場でのカメラ・ビデオ・携帯電話等全ての撮影は禁止しております。

■会場のご案内 サークス専用駐車場はありません。公共交通機関をご利用下さい。



- みなとみらい線 新横浜駅 3番出口より 徒歩3分
- JR 東横線 横浜駅 東口より 徒歩9分
(地下中央通路東口より)
- JR 東横線 横浜駅 東口より 徒歩9分
(地下中央通路東口より)
- JR 東横線 横浜駅 東口より 徒歩9分
(地下中央通路東口より)

木下大サーカス
横浜公演事務局

TEL 045(663)0027
FAX 045(663)0054

〒231-0012 (12/21まで)
横浜市中区相生町2-50
大和地所相生町ビル3F

〒220-0012 (12/22から)
横浜西区みなとみらい6-2
横浜駅東800m みなとみらい 特設会場

www.kinoshita-circus.co.jp
e-mail: webmaster@kinoshita-circus.co.jp

木下大サーカス Facebookでチェック

主な プログラム



奇跡のホワイトライオン世界猛獣ショー



夢のダブル空中ブランコショー 七丁椅子の妙技 坂綱



ロシア空中アクロバットショー ゆかいで楽しい
アメリカンピエロ 世紀のオートバイショー 世界トップのラテンアメリカン
ジャグリングショー



NEWウィール・オブ・デス 世界最高のハンドスタンディング 地上15m決死の新空中大車輪



かわいい象さんのショー SAFARI SPECTACLE